

## 平成30年度 国立大学法人大阪大学 年度計画

(注) □内は中期計画、「・」は年度計画を示す。

### I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

#### 1 教育に関する目標を達成するための措置

##### (1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための措置

1-1. 高度な専門知識を身に付けさせるため、新たな科目の企画と提供科目等の見直しを通じて、学位プログラムに基づく社会の要請も踏まえた体系的なカリキュラムに全学的に刷新し、新たに平成29年度から順次提供し、平成33年度までに完成させる。

- ・ 1-1-1. 各部局は3ポリシーについて、各ポリシー間の整合性を検証し、必要な見直しを行う。3ポリシー及び新カリキュラムに係るガイドラインに従い、各部局は新教育モデルに対応したカリキュラムと移行計画を策定する。

1-2. 学部・大学院において専門分野横断的な学修を通じて、豊かな教養を身に付けさせるため、社会人として求められる知性を養う高度教養教育プログラム等を開発し、全学的に提供する。

- ・ 1-2-1. 全学教育推進機構等と各部局は、新教育モデルに対応したカリキュラムと移行計画を策定するとともに、新しい時間割のもとで学士課程の教養教育プログラムについて、平成31年度実施への準備を進める。
- ・ 1-2-2. 新たに教育オフィスのもとに設置する高度教養教育運営検討委員会(仮称)は、COデザインセンター、全学教育推進機構及び各部局と協力して、大学院課程の高度教養教育プログラムについて、平成31年度実施への準備を進める。

1-3. これまで本学が推進してきた異分野融合による知の統合をさらに強化するため、平成29年度に新たな教育研究組織を創設する。社会の課題解決の道を見つけるデザイン力を身に付けさせるため、知と社会の統合を推進する高度汎用力(課題発見能力、課題解決能力、社会実践能力)を養う「高度汎用力教育プログラム」(仮称)の導入を平成29年度から開始し、21世紀の教養教育の在り方を提示する本学独自の科目を平成33年度末までに20科目開発する。また、複眼的視野と学際的・俯瞰的な視点を獲得するプログラムである副専攻プログラム、高度副プログラム、マルチリンガル・エキスパート養成プログラム等を開発・整備する。

- ・ 1-3-1. マルチリンガル・エキスパート養成プログラムの拡充に努め、学部プログラムに「スペイン語・スペイン文化学プログラム」を新設して合計7プログラムを実施し、大学院プログラムにおいては、「人文学(グローバル・アジア・スタディーズ)」「人文学(グローバル・ユーロ・スタディーズ)」「人間科学(共生の生態)」「法学・政治学」「経済学・経営学」「国際公共政策学」「言語文化学」の7プログラムを新設する。また、

アカデミック・イングリッシュ・サポート・デスクについては、さらなる広報と実施時期や時間、場所の割当の工夫等を継続するとともに、アンケート等を行い、マルチリンガル教育センターと連携して、さらなる利用者数の増加と利用環境の充実に向けた取組を行う。

- ・ 1-3-2. 新たに教育オフィスのもとに設置する高度教養教育運営検討委員会（仮称）は、CO デザインセンター、全学教育推進機構及び各部局と協力して、大学院横断教育の展開を図るとともに、高度教養教育の平成 31 年度からの本格的実施に向けて準備する。CO デザインセンターにおいては、学内各部局の協力により高度汎用力教育プログラムの開発を継続する。さらに産官民とのネットワークを強化し、カリキュラムの開発を始める。

1-4. 言語、文化、慣習を理解し、他者と協働するコミュニケーション力を身に付けさせるため、言語教育、海外派遣プログラム等を実施する。また、平成 33 年度までに、2 年次生の共通教育終了時において TOEFL (ITP) スコア 550 点相当以上の者が 8 % となることを目指す。

- ・ 1-4-1. マルチリンガル教育センターと各部局は、連携して新教育モデルにおける、英語教育の高度化と学部低学年から高年次、大学院まで連続する国際性涵養教育の具体的な実施について平成 31 年度実施への準備を進める。
- ・ 1-4-2. 国際教育交流センター及び国際部は、引き続き各部局と協力して短期留学プログラムや短期招へいプログラムを提供する。特に、短期招へいプログラムについては、新たな学生交流協定を締結した大学の学生を対象としたサマープログラム及びインターンシップを盛り込んだプログラムを開設する。

## (2) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

2-1. 学修イノベーション機構（仮称）を中心とした教育の内部質保証を進めるための全学的な体制を強化するとともに、グローバル化推進機構（仮称）を中心にグローバル化プログラム（海外派遣、インターン等）を企画・実施する体制を整備する。

- ・ 2-1-1. 教育オフィスに組織されたカリキュラム改革のためのワーキンググループが、新教育モデルにおける国際性涵養教育の実施体制を確認するとともに、さらなる教育の質向上、グローバル化の推進を目的とした検討を行う。国際教育交流センター及び国際部は、引き続き、海外派遣等を企画・実施する体制を整備する。

2-2. 教育資源を有効に活用して教育効果を高め、グローバルな教育交流を強化するため、学事暦の改革を行ない、学位プログラムに沿って授業科目の配置等を見直すことにより、留学生受入や海外派遣といった相互交流（サマープログラム等）を強化する。

- ・ 2-2-1. 各部局は、国際教育交流センター及び国際部との協力のもと、新学事暦を活用した、留学生受入及び海外派遣のための多様な短期プログラム（サマープログラム等）を計画し、受入・派遣枠の拡大を進める。

2-3. 教育の質保証と国際標準化を進めるため、自主的学修を促進するシラバスの活用、GPA、単位制度の厳格な運用、科目番号制（ナンバリング）の導入等に取り組むとともに、授業アンケートにより恒常的に成果を検証し、改善する。

- ・ 2-3-1. 各部局は、平成 31 年度からの新カリキュラム提供に向けて、現行カリキュラムでの成績評価、単位制度の総括を行い、それを基に教育の質保証体制の強化のための準備を行う。
- ・ 2-3-2. 各部局は、学生の体系的な履修計画を可能とするため、新カリキュラムにおける授業科目のナンバリングを通じて、カリキュラムの体系性、順序性の確認を行う。

2-4. PDCA サイクルに基づく教育の質向上を行うため、アセスメントプランを策定し、学生の意見や学修状況、学修成果の状況、卒業後の状況に関するデータを把握し、恒常的に教育改革の達成度の検証及び改善を行う。

- ・ 2-4-1. 教育課程委員会のもとに設置された教育の内部質保証専門部会を中心に、部局が独自に実施している各種アンケートと全学的に実施している各種アンケートの調整を行い、学生及び部局の負担をできるだけ軽減できるよう効率化を図り、アセスメントプランに沿った到達度評価実施体制を整備し、アセスメントを順次実施する。
- ・ 2-4-2. 教育オフィスのもと、アセスメントプランに沿った学生アンケート、卒業生及び企業アンケートを実施する。

2-5. 学生の主体的な学修を促すため、アクティブラーニングをはじめとした効果的な教育方法を開発するとともに、国際通用性を備えた教育活動を担う教員の教育力向上に係るファカルティ・ディベロップメント（FD）を通して、その成果を学内で普及・発展させる。

- ・ 2-5-1. 少人数アクティブラーニング型導入科目「学問への扉（マチカネゼミ）」の平成 31 年度からの実施に向けて、教育方法を開発するとともに、担当教員 FD を実施する。
- ・ 2-5-2. 年度を通して様々な FD プログラム（一般教員に対するものや平成 29 年度後期から必須化した「新任教員研修制度」に基づくもの）の提供を行う。各部局は、部局 FD を実施し、全学教育推進機構は、各部局の求めに応じて、部局のニーズを反映した FD の実施に協力する。

### （3）学生への支援に関する目標を達成するための措置

3-1. 優秀な学生に安定的な学修環境を提供するため、奨学金、授業料等減免、ティーチング・アシスタント（TA）、リサーチ・アシスタント（RA）制度等を活用し、学生に対する経済的支援を充実させる。

- ・ 3-1-1. TA 制度を再編し、TA 制度、新たに導入したティーチング・フェロー（TF）制度の適正かつ円滑な運用を進め、TF 制度については、引き続き教員・TF 双方からの報告書をもとに、部局教務委員会と教育オフィスで適切な運用と改善に向けて検討する。
- ・ 3-1-2. 各部局は、各種奨学金情報の収集及び学生への提供を継続し、表彰制度等

により学生支援の充実を図る。また、大学院生への授業料等減免などの拡充を全学で検討する。

3-2. 学生の学修を支援するため、Eラーニングシステムをはじめとした情報通信技術を活かした教育環境を整備する。

- ・ 3-2-1. サイバーメディアセンターは、全学教育推進機構及びマルチリンガル教育センターを支援して、情報通信技術を用いた教育環境の整備と、全学授業支援システム、講義自動収録配信システム、授業応答システム等の全学運用を行う。全学教育推進機構は、これらのシステムの利用者支援を行い、eラーニングを推進する。
- ・ 3-2-2. 教育オフィスは、eラーニングを推進する目的で学生持ち込み IT 端末の必携化プランの策定について検討する。各部局は、教材の電子化、遠隔講義の活用等を行うとともに、サイバーメディアセンターの協力を得て、全学的なオンライン教材作成支援環境の整備を引き続き検討し、教科数の増加を目指す。

3-3. 学生の主体的活動を支援するため、学内のプログラムである「学部学生による自主研究奨励事業」等により、課外研究・課外活動を奨励するとともに、課外活動施設、ラーニングcommons等を整備・活用する。

- ・ 3-3-1. 平成 29 年度に実施した学生調査での学生のニーズに基づき、学習サポート制度を促進する。また、自習室やコミュニケーションスペース等の有効利用を促進するとともに、学習サポート体制に関する課題を検討する。
- ・ 3-3-2. 平成 29 年度に実施した学生調査での学生のニーズに基づき、自主的な課外研究・課外活動を奨励する体制を強化する。また、commons等での自主学習の促進のため広報を充実させるとともに、学習サポート体制に関する課題を検討する。

3-4. 全ての学生が充実したキャンパスライフを送れるようにするため、キャンパスライフ支援センターが各部局に対して、学修上の困難や障害のある学生の修学支援のためのコンサルテーションを行うなど、キャンパスライフ支援センターと各部局が連携した修学支援体制を強化する。

- ・ 3-4-1. キャンパスライフ健康支援センターを中心に、カウンセリング体制の充実を図るとともに、学生が相談しやすく分かりやすい包括的学生支援体制を強化し、全学的な相談支援体制の整備に取り組む。

3-5. 学生のキャリア形成意識を高め、就職活動を支援するため、キャンパスライフ支援センターと各部局との連携とキャンパスライフ支援センターの組織体制を強化する。また、キャリア形成教育科目及びキャリア支援の改善・拡充を行う。

- ・ 3-5-1. 平成 29 年 12 月に整備したキャリアセンター（キャリア教育部門）で、キャリア形成教育科目の体系化に着手し、キャリア教育ポリシーを策定する。また、キャリアセンターは、学内におけるインターンシップの種類を概念的に整理し、教育効果を高める方策を検討する。

- ・ 3-5-2. キャリアセンターを中心に、キャリア支援における学内連携を強化する。また、キャリアセンターは、学内合同企業説明会の収入を財源として、ウェブサイト等による活動内容の積極的な情報発信を行う。

#### (4) 入学者選抜の改善に関する目標を達成するための措置

4-1. アドミッションポリシーに基づき、従来の入試選抜方法に加え、国際バカロレア、TOEFL 等の外部試験・資格、能動的・主体的に取り組んだ活動経験、面接又は口頭試問の結果等、多様な観点を取り入れた独自の総合入試制度を平成 29 年度から導入し、入学定員の約 10% (約 300 人) を受け入れることを目指す。また、国全体の入試制度の変更を見据えて、多面的・総合的入試を確実に実施するための学内体制を整備する。

- ・ 4-1-1. 高等教育・入試研究開発センターは、平成 28 年度から実施している「A0・推薦入試 (世界適塾入試)」の結果を分析し、各部局と協力して多面的・総合的選抜の改善のための調査研究を行うとともに、平成 32 年度以降の新入試制度に向けて、一般選抜も含めた選抜方法の検討を行う。

4-2. グローバルアドミッションズオフィスを中心として、新たな私費外国人留学生入試 (海外で入試選抜試験を実施した上で、入学前に本学で日本語予備教育を行う等) 等、多様な入試選抜方法によって、留学生を増加させ、平成 33 年度末までに全学生の 15% 程度の留学生を受け入れる。

- ・ 4-2-1. 平成 29 年度に改善を図った海外在住私費留学生特別入試を継続して実施することで、優秀な留学生の確保を図る。また、本入試による入学者の入学後の学修成績について追跡調査を行い、本入試の費用対効果や協定校と協定校以外からの入学者の比較などを行い、改善に向けた検討を行う。

4-3. スーパーサイエンスハイスクール (SSH)、スーパーグローバルハイスクール (SGH) に採択された高校等と密接な連携をとり、グローバル人材の育成を推進する。また、生涯を通じた学修を促すため、公開講座や学術講演会など、社会人が学べる環境を充実させる。

- ・ 4-3-1. 連携協定校との連携強化を推進し、大学訪問、高校訪問などを増加させるとともに、入試広報の改善策を検討する。また、スーパーサイエンスハイスクール採択校、スーパーグローバルハイスクール採択校との連携をさらに強化し、本学教員の指導を充実させる。さらに、探究学習の推進を図るため、高校教員を対象とした指導法セミナーの実施と、これまでの成果を検証する。
- ・ 4-3-2. 大阪府教育委員会と連携し、高校教員の再教育に関するプログラムを引き続き実施する。また、公開講座、学術講演会により、社会人リカレント教育の充実を図る。

## 2 研究に関する目標を達成するための措置

### (1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

5-1. 学問の真髄を極める基礎・基盤研究を推進するため、研究分野ごとの研究力の状

況を把握するための指標の収集、分析に係る新たな評価システムを整備し、研究マネジメント人材を確保・活用しつつ、強みを有する研究分野を把握する。

- ・ 5-1-1. 研究力評価のためのデータベースを構築し、研究マネジメント人材を確保・活用しつつ研究分野ごとの評価システムの妥当性を検証し、必要に応じて改定を行う。

5-2. 萌芽期にある若手研究者の研究支援を積極的に行うため、本学独自の支援プログラムである若手研究者キャリアアップ支援プログラムやチャレンジ支援プログラム等を発展させる。

- ・ 5-2-1. 若手研究者の研究活動支援のため、科研費における独立基盤形成支援を活用し、本学の自主財源と合わせて若手研究者の研究環境整備を支援する。また、若手研究者向けの各研究分野に特化した研究計画調書の作成セミナー等を実施するとともに、より効果的な方策を検討する。

5-3. 本学の強みである分野横断型の新領域研究を創成するためのインキュベーションとして、異分野複合領域を含めた世界屈指の学術領域を創成するための母体となる組織を平成 33 年度末までに 10 領域程度設置する。

- ・ 5-3-1. データビリティフロンティア機構において、データ駆動型研究を医療分野、スポーツ医科学分野、言語文化分野等、学内の様々な分野に導入し、先導的学際研究をより一層推進する。また、新学術領域を創成する組織として設置した「先導的学際研究機構」に学内の幅広い分野から新たな学際融合研究を目指す研究領域を選定し、環境・エネルギー研究等の新たな部門等を創設する。

## (2) 研究実施体制等に関する目標を達成するための措置

6-1. 優秀な人材を確保し闊達な研究環境を実現するため、評価連動型年俸制やクロス・アポイントメント制度等を活用し、優れた業績を有する研究者の招へいを進める。

- ・ 6-1-1. 国際共同研究促進プログラム（短期人件費支援）による支援を拡大することにより、クロス・アポイントメント制度等の活用による、優れた業績を有する研究者の招へいをさらに推進する。

6-2. 質の高い国際共同研究を推進するため、国際共同研究促進プログラムをはじめとする様々な制度を活用し、国際ジョイントラボ等を平成 33 年度末までに 80 程度形成する。

- ・ 6-2-1. 「国際共同研究促進プログラム」に新たな支援形態を設けたことにより、平成 29 年度中に国際ジョイントラボは 57 拠点となった。平成 33 年度末の目標 80 拠点達成のため、同プログラムを継続して実施し、新たに 16 件程度採択のうえ支援を行い、国際ジョイントラボ等の形成をさらに推進する。また、招へいした外国人研究員を雇用できるようプログラムの改善を行う。

6-3. 異分野の若手研究者との共同研究を支援する学内プログラム等を活用し、本学がイニシアティブを取り得る領域を先導する優れた研究者を支援する。

- ・ 6-3-1. 分野横断的、学際・融合的な研究の仕組みづくり及び研究力強化に向けた取組として、若手研究者を中心とした構想等を支援する「知の共創プログラム」を引き続き実施し、学内共同研究を支援する。

7-1. 大学の研究力の増大、研究機能向上に寄与するため、共同利用・共同研究拠点を介した共同利用・共同研究を実施するとともに、これらの活動を通じた人材育成に取り組む。

- ・ 7-1-1. 共同利用・共同研究の各拠点及び学内共同教育研究施設は、学内及び学外との共同利用・共同研究を実施し、これらの活動を通じて、大学院生や研究者を育成する。

7-2. 我が国の学術研究の裾野を広げ、水準を高めるため、共同利用・共同研究拠点を介した学術研究の進展や新分野創成等に取り組む。

- ・ 7-2-1. 共同利用・共同研究の各拠点及び学内共同教育研究施設を介して、海外の研究機関・研究者等との共同利用・共同研究、新分野創成等に向けた共同利用・共同研究を実施する。

7-3. 共同利用・共同研究拠点の機能強化及び国際的な研究環境の整備等を進めるため、研究所・センター間の連携に向けた施策（共同利用・共同研究の公募等）の促進、人材育成・人材交流のための施策（滞在型研究員、客員教員、招へい教員等の受け入れ）などに取り組む。

- ・ 7-3-1. 共同利用・共同研究の各拠点及び学内共同教育研究施設は、共同利用・共同研究拠点の機能強化及び国際的な研究環境の整備等を進めるため、他拠点等との協定の締結、他拠点等との合同での共同研究・共同利用の公募、シンポジウムの開催等、拠点間連携、人材交流等のための施策を実施する。

### 3 その他の目標を達成するための措置

#### (1) 社会連携や社会貢献に関する目標を達成するための措置

8-1. 産学官連携組織を通じて、個別企業等との共同研究・受託研究と併せて地域の経済団体等との多様な連携を推進する。また、本学の海外拠点等と連携して国際的な連携を推進する。

- ・ 8-1-1. 地域経済団体等との連携を図り、技術シーズの効果的な発信を行うことにより、個別企業等との共同研究・受託研究を推進する。
- ・ 8-1-2. 本学海外拠点等と連携して海外機関の調査を行う。海外企業等に対して技術シーズを効果的に発信する機関との提携を試行する。海外企業向けに技術シーズを育

成する仕組みを企画検討する。これにより、海外企業との共同研究契約の推進を図る。

8-2. 学内及び学外の様々な組織と連携して大学の知的財産の創造・保護・活用を促進する。

- ・ 8-2-1. 学内外の組織と連携し、新事業及びイノベーションの創出に向けた技術移転を推進するとともに、海外への情報発信（25件）を積極的に行い、グローバルな技術移転活動を展開する。また、大阪大学保有の知的財産の状況分析を踏まえて策定した新たな知的財産活用方針に基づき、学内シーズの重点案件を、①社会インパクト案件、②ベンチャー案件、③イノベーション共創案件、④リスクマネジメントを要する案件にそれぞれ指定（計30件）し、海外も含めた知的財産維持を行い、社会的・経済的価値の高い技術移転を推進する。

8-3. 企業等との協働研究所や共同研究講座等の阪大方式の産学連携制度を深化させ、これらを利用して産学連携での人材育成や挑戦的な研究に取り組む。共同研究講座・協働研究所等については、平成33年度末までに新規のテーマに取り組む講座・研究所を40以上にすることなどにより、共同研究費が1000万円以上の大型共同研究を増加させ、新しい研究テーマの発掘やオープンイノベーションの創出につなげる。

- ・ 8-3-1. 産官学民共創イノベーションブリッジ拠点構築に向けた取組を活かし、オープンイノベーションによる協働研究所・共同研究講座・協働ユニットの新設及び新たな大型共同研究の推進、協働研究所・共同研究講座を通じた実践型人材の育成を行う。

9-1. 各種公開講座、サイエンスカフェ、ワークショップその他の公開イベント等により研究者の研究成果を発信するとともに、参加者アンケート等により、これらの実施状況を検証して活動を活性化させる。このようにして、研究者の研究成果の積極的な公開等、大学知と大学の人的資産を広く社会に発信するアウトリーチ活動をさらに強力に推進する。

- ・ 9-1-1. 平成29年度に設置した共創機構社学共創本部が中心となり、4組織（21世紀懐徳堂、総合学術博物館、適塾記念センター、アーカイブズ）と連携・協働する基盤を構築し、学外の機関とクラスターを形成することで、より効果的な社学共創活動に取り組む。
- ・ 9-1-2. 教職員に対して社会貢献活動への参画を啓発し、アウトリーチ活動を支援することで社会との共創関係を構築する。

9-2. 自治体、企業、卒業生等と連携・協働して、公開講座、セミナー、シンポジウム等の催事を開催するなどにより、学術・文化・教育その他の社会貢献活動を充実させ、これらの活動を通じて知的資源の情報発信を一層推進する。

- ・ 9-2-1. 大阪大学共創機構社学共創本部を中心に、自治体等と共創し、文化芸術振興、生涯学習推進、地域活性化等を推進する。
- ・ 9-2-2. 学生の主体的な社学連携活動を支援するため、企画内容への助言、広報的

支援、関連機関等との調整を行うとともに、大学の社会学連携活動に参画させる。

9-3. 関係機関との密接な協力のもと、医学・心理学等の既存の学問領域を超えた「子どものこころと脳発達学」に関わる新たな研究領域を開拓し、教育現場における諸課題の克服に資するよう、研究成果の社会への還元や関係する普及啓発活動を進める。

- ・ 9-3-1. 医学・心理学等の既存の学問領域を超えた「子どものこころと脳発達学」に関わる新研究領域において、子どもの心の問題に関わる諸問題について、教育、福祉などの現場と連携してその解明と対処法について検討し、成果を広く発信する。

## (2) グローバル化に関する目標を達成するための措置

10-1. スーパーグローバル大学創成支援事業の目標達成に向け、グローバルな活動により高い専門性と国際的な視野を育成するため、平成33年度末までに全学生の8%の学生を海外に派遣する。また、バックグラウンドを異にする「知の交流」を促進するため、平成33年度末までに全学生の15%の留学生を受け入れる。

- ・ 10-1-1. 留学生受入増加及び派遣増加のための方策を、グローバル連携オフィス及び教育オフィスが協力し部局に働きかけ、短期受入プログラムの充実や既存の派遣プログラムの単位化を進めていく。新入生及び保護者に対し海外留学を積極的に推奨するとともに、外部教育機関による海外研修プログラム（4週間程度の英語研修）を試行的に取り入れ、その効果を分析し、次年度以降の計画に反映する。
- ・ 10-1-2. 海外在住私費外国人留学生特別入試において優秀な成績で入学した留学生に対し、奨学金の支給または授業料免除による就学支援を引き続き行い、実施状況の分析結果を、次年度以降の計画に反映する。また、関西大学が代表となって実施する留学生就職促進プログラムに、コンソーシアム大学として協力し、留学生の就職支援を行う。

10-2. スーパーグローバル大学創成支援事業の目標達成に向け、学生・研究者の国際交流を促進するため、海外の大学・研究機関等との大学間学術交流協定の戦略的な締結を進め、平成32年度末までに120件に増加させる。また、グローバルキャンパスの一環と位置付ける海外拠点を体系的に整備・拡充し、その活動を活発化させる。

- ・ 10-2-1. 平成29年11月末現在124件の大学間学術交流協定を締結しており、すでに平成32年度末までの締結目標数を達成していることから、今後はグローバル連携オフィスを中心に既存の交流協定の交流状況に基づき、戦略的パートナーシップを海外大学と結び（グローバルナレッジパートナー）、教育研究等の各種交流をさらに深化させるための連携を積極的に進める。
- ・ 10-2-2. 国際交流のさらなる促進のため、海外拠点等を積極的に活用して、海外の大学等の情報収集を行うとともに、本学における海外での活動を活発化させる。

平成29年度に引き続き、大阪大学ASEANキャンパス設置のため、マヒドン大学(タイ)、バンドン工科大学(インドネシア)、ベトナム科学技術アカデミー及びブルネイ・ダルサラーム大学と折衝を行い、開校に向けて教育・研究の環境を整える。

また、UC/UCEAP オフィスと連携した各種プログラム等を実施し、受入学生数の増加並びに学生の国際教育、海外留学への意識を向上させる。

10-3. スーパーグローバル大学創成支援事業の目標達成に向け、新規採用者等への年俸制導入により平成33年度末までに1700名程度の年俸制教員を採用するとともに、クロス・アポイントメント制度等を活用し、平成33年度末までに外国人教員数を400名程度に増加させる。

- ・10-3-1. 国際共同研究促進プログラム等を引き続き利用し、クロス・アポイントメント制度を積極的に活用するとともに、外国人教員雇用支援事業及び国際公募手続支援により、外国人教員のさらなる雇用を促進する。また、年俸制教員の積極的な雇用等を促進させ、年俸制教員を増加させる。

### (3) 産業競争力強化法の規定に基づく出資等に関する目標を達成するための措置

11-1. 認定特定研究成果活用支援事業者の株主として、プログラムのパフォーマンスをみるため、学内に設置した出資事業戦略委員会等に認定特定研究成果活用支援事業者から報告させることにより、その運営状況のモニタリングに取り組む。

- ・11-1-1. 出資事業戦略委員会において、大阪大学ベンチャーキャピタル株式会社から出資事業の活動状況の報告を受け、年4回のモニタリングを実施する。

11-2. 大学における技術に関する研究成果を事業化させるため、認定特定研究成果活用支援事業者との関係体制の構築によるプレ・インキュベーションの支援、人的・技術的支援、新たな社会的価値創出に結び付く事業化のための助言並びに特定研究成果活用事業者の事業に結び付く民間ベンチャーキャピタル(VC)・技術移転機関等との連携に目的積立金を活用し取り組む。

- ・11-2-1. 共創機構産学共創本部出資事業推進部門において、目的積立金を活用して特許・論文などの研究者データベースをもとに実用化を目指す技術シーズを育成し、プレ・インキュベーションの支援を年間15件以上行い、大学発ベンチャーの創出を支援する。

11-3. 大学における教育研究活動を活性化させるため、目的積立金を活用したアントレプレナー教育の推進に取り組む。

- ・11-3-1. 大学における教育研究活動活性化のために、大阪大学 Innovators' Club等の活動を通して、アントレプレナー育成プログラム参加者数を年間80名以上実施する。

11-4. 地域における経済活性化に貢献するため、認定特定研究成果活用支援事業者と連携して、大学発ベンチャーの設立や地域の企業、自治体との連携に取り組む。

- ・11-4-1. 地域における経済活性化に貢献するために大阪大学のシーズを活用した大学発ベンチャーと地方自治体及び産業界との連携のためのマッチングを年間8件以上実施する。

#### (4) 附属病院に関する目標を達成するための措置

12-1. 医学部附属病院及び歯学部附属病院の特質と機能を活かして、臨床研究・橋渡し研究を推進するとともに、社会の要請に応じた先進的医療を開発・導入する。

- ・12-1-1. 臨床研究及び新規医療技術のトランスレーショナルリサーチの実践を推進するとともに、先進的医療の開発・導入を推進する。  
臨床研究環境の整備や臨床研究の支援を強化するための組織の設置に取り組む。

12-2. 高度機能病院・地域中核病院として地域病院等との連携に取り組み、急性期医療、がん治療、移植医療、再生医療等を推進する。

- ・12-2-1. 地域連携支援体制の充実に取り組むとともに、高度機能病院として集学的がん診療、臓器移植、造血幹細胞移植、再生医療等を推進する。

12-3. 医療の質と安全性の向上を推進するため、医療安全・感染対策等に関わる取組・体制を充実させる。

- ・12-3-1. 医療安全の徹底及び職員教育として、医療安全・感染対策等に関わる協議会等への参加、講習会・研修会の開催や院内巡視等に取り組む。

13-1. 良質な医療従事者を育成するため、医療研修制度の検証・改善、専門医等の育成に向けた教育、各種医療従事者に対する生涯研修に取り組む。

- ・13-1-1. 平成30年度より始まる新たな専門医制度に対応した専門研修施設及びプログラムの整備を引き続き実施する。また、医学部附属病院で研修する専攻医の増加に対応できるよう、医員枠の調整も併せて行う。  
歯科医師臨床研修プログラムの検証・改訂に取り組むとともに、歯科医師臨床研修問題ワーキングチーム座長として、全国の国立大学における歯科医師臨床研修の実態の把握及び改善に向けた作業に取り組む。  
専門医等の育成に向けた教育の実施、各種医療従事者に対する研修の実施や学術セミナーを開催する。また、基礎系及び臨床系の大学院への進学も推奨していく。

14-1. 機能的で効率的な運営体制を確立し、病院経営基盤を強化するとともに、患者サービスの向上に取り組む。

- ・14-1-1. 各診療科及び各部署を対象として病院長によるヒアリングを実施し、現状の把握・分析、問題点の抽出を行い、改善に向けた取組を推進するとともに、将来構想等の機能強化方策に着手する。  
附属病院収入の安定的な確保に向け、病院長のリーダーシップのもと、病院長裁量経費等の配分や適正な人員配置に取り組む。

#### II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置

## 1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置

15-1. 総長のリーダーシップのもと、大学の強みや特色を生かした機動的なガバナンス体制を構築する。また、大学全体で取り組むべき横断的な教育・研究を機動的にマネジメントすることにより、総長のリーダーシップを発揮しやすい環境を整備する。これらの取組を通じて積極的な大学改革と部局マネジメントを進める。

- ・15-1-1. 総長のリーダーシップにより再構築した経営システムの下、新たに設置した総括理事が大学全体で取り組むべき横断的事項について調整を行うとともに、総括理事が室長となる大学経営推進室、教育研究共創室において、中長期的な戦略の策定を検討する。  
また、総長の諮問事項を審議するために設置した医歯薬系、理工情報系、人文社会系の3つの戦略会議において、各学問分野における改革を検討する。  
さらに、引き続き IR を活用し、意思決定に際して適切な情報にアクセスできる仕組みの構築を進める。
- ・15-1-2. 前年度に発生した管理運営上の諸課題について、既に実施している対応策を着実に進めるとともに、さらなる強化策を検討し、再発防止に努める。

15-2. 大学の戦略に沿った重点施策を効果的に推進するため、総長のリーダーシップのもと、予算・ポスト等の学内資源配分等を戦略的に行う。

- ・15-2-1. 将来構想「OUビジョン2021」の実現の観点から、総長のリーダーシップのもとでの重点的かつ戦略的な予算配分と戦略的・重点的な留保ポストの配分を推進する。

15-3. 優秀な人材を確保するため、評価連動型年俸制、クロス・アポイントメント制度等を推進するなど、人事・給与制度の柔軟化に取り組む。

- ・15-3-1. 評価連動型年俸制を引き続き推進するとともに、民間企業等にも適用を拡大したクロス・アポイントメント制度の実施状況を確認し、さらなる人事・給与制度の柔軟化を検討する。

15-4. 内部統制を整備するため、迅速かつ機動的な内部監査を行いつつ、監事及び会計監査人との連携を強化しながら運用状況の検証・評価に取り組み、適正な事務処理の改善に反映させる。

- ・15-4-1. 平成30年度業務監査及び会計監査に係る監査計画(前年度監査の指摘事項等への改善状況の事後確認を含む)を作成し実施する。また、実施に当たっては、監事、監査室、会計監査人との三者会議にて監査結果を共有する。平成30年度監査報告書を作成し、監査結果の概要、及び前年度監査の指摘事項等への改善状況を総長に報告する。

16-1. 個々の教育研究活動を活性化させるため、柔軟な人事制度及び公平性を確保した評価制度の下、公正かつ適切な処遇を行う。

- ・16-1-1. 教育研究等の実績に応じた新たなインセンティブ制度の実施状況を確認し、

引き続き教育研究活動の活性化を図るための公正な教員評価制度の実施に向けた検討を行う。

16-2. 男女協働推進を加速させるため、構成員の意識や働き方の改革を図るとともに、育児室、短時間勤務制度など必要な環境を整備する。また、ポジティブアクション等の実施により、女性教員の採用比率等を向上させ、女性管理職の割合も11%程度に増加させる。さらに、産学官連携による女性研究者循環型育成クラスターを平成31年度に形成し、自然科学系女性研究者の育成を強化する。

- ・16-2-1. 「大阪大学男女協働推進宣言」に基づく「男女協働推進アクションプラン」（学修・研究・就業と家庭生活の両立支援の強化、女子学生・女性上位職拡大の加速化、ダイバーシティ環境の実現に向けた構成員の意識改革）を推進するとともに実施状況の確認を行い、適宜、施策の改善等を行う。また、文部科学省科学技術人材育成費補助事業「ダイバーシティ研究環境実現イニシアティブ（牽引型）」により、産学官共創の女性研究者循環型育成クラスターの形成に向けた取組を実施する。

16-3. 40歳未満の優秀な若手教員の活躍の場を全学的に拡大し、教育研究を活性化するため、若手教員の雇用を促進し、退職金に係る運営費交付金の積算対象となる教員のうち、若手教員の割合を平成33年度末に30%程度に増加させる。

- ・16-3-1. 大阪大学若手研究者育成ステーションにより、若手教員の雇用に関する計画に基づき、テニュアトラック制の普及・定着を図るとともに、人件費、研究費等の経費支援を行う。  
高等共創研究院において、数名の若手研究者を採用する。

16-4. 多様な人材の活用を一層進めるため、障害者雇用など社会が求める雇用の環境整備に取り組む。

- ・16-4-1. 障がい者法定雇用率の達成（維持）に努め、障がい者雇用に係る施策を維持・検証しつつ、障がい者雇用や高齢者雇用のための新たな業務内容等について検討する。

16-5. 大学を支える優れた人材を育成するため、国内外の諸機関との人事交流を積極的に行い、各種研修制度等により教職員の能力を向上させる。

- ・16-5-1. 教職員に対する研修、国内外の諸機関との人事交流及び自己啓発休職制度等を引き続き活用するとともに、キャリアパスに応じた人材育成システム等についても検討を行う。

## 2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

17-1. 総長のリーダーシップのもと、部局や各組織の果たすべき役割や機能の必要性を戦略的に判断し、教育研究組織の再編成に取り組む。また、当該見直し・再編成の効果を事後に検証するなど、組織の機能の在り方を見直す仕組みを構築する。

- ・17-1-1. 総長のリーダーシップのもと、大学の機能強化の観点から教育研究組織の果たすべき役割や機能を検証し、同組織の見直しを行う。

17-2. 新たな教育研究組織を平成 29 年度に設置し、本学の教育研究資源を戦略的に発展・統合させ、異分野の統合や新学術領域に関わる知の統合学修を、高次元かつ個性豊かなプログラムを基盤としながら実現する。

- ・17-2-1. CO デザインセンターなどを中心に、コミュニケーションデザイン・センターやグローバルコラボレーションセンターで行われた教育を継続発展させるとともに、超域イノベーション博士課程プログラムで開発されたカリキュラムをより汎用性を持つものに改善し、国際共創大学院プログラム推進機構（仮称）等でのカリキュラム提供を視野に入れつつ、平成 31 年度からの学内展開を目指し、準備を行う。

また、国際共創大学院プログラム推進機構（仮称）における新たな学位プログラムの設置等について検討を始める。

### 3 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

18-1. 効率的・効果的な事務体制を確立するため、新たなニーズや業務内容の変化に応じて事務組織を整備するなど、事務組織の機能や編成を見直し、事務改革に取り組む。

- ・18-1-1. 事務組織の機能や編成について、事務組織改革ワーキンググループが取りまとめた「事務組織改革に関する第一次報告」を踏まえ、引き続き効率性・効果性の観点から検討するとともに、可能なものから組織整備を進める。

18-2. 事務の効率化を進めるため、事務処理方法を見直すことにより、事務手続きの簡素化を進めるとともに、IT システムの活用等に取り組む。

- ・18-2-1. 事務簡素化・効率化について、事務組織改革ワーキンググループが取りまとめた「事務組織改革に関する第一次報告」を踏まえ、引き続き検討するとともに、可能なものから実行する。

18-3. 教育・研究のサポートを強化し、社会の要請に適切に対応できるようにするため、各種研修制度等により事務職員の能力を向上させ、柔軟で活力を持った事務体制の構築に取り組む。

- ・18-3-1. これまでの TOEIC-IP 受験結果や英語力強化に対する意識等の確認状況を踏まえ、引き続き研修等を通じ英語力向上に資する取組を行う。
- ・18-3-2. 知的財産の専門研修等を引き続き実施し、職務にかかる専門性の向上を図る。

## Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するための措置

### 1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

19-1. 持続的・効果的な経営基盤を構築するため、大型研究費獲得支援、科研費相談員制度等により、競争的資金、奨学寄附金などの外部資金の獲得を促進するとともに、附属病院収入の増収方策の推進等により、学生納付金や附属病院収入などの自己収入を確保する。

- ・ 19-1-1. 競争的資金の獲得を促進するため、科研費相談員制度、URA プロジェクトによる模擬ヒアリング等の支援、科研費における若手研究者の独立支援の仕組みを活用した方策を引き続き実施するとともに、その効果を検証し、より効果的な方策を検討する。
- ・ 19-1-2. 受験生を確保するため、全国各地で大学説明会を実施し、本学の教育や研究内容等について積極的に広報を行う。また、高等学校単位での施設見学受入やガイダンスを行う。
- ・ 19-1-3. 附属病院収入の安定的な確保の実現に向け、適切な物的資源の配分や人的配置を行う等、増収に向けた方策を引き続き実施する。

19-2. 卒業生、保護者、企業などへの募金活動を強化することにより、本学独自の基金「大阪大学未来基金」を拡大させる。

- ・ 19-2-1. 基金獲得のため、部局等事業・修学支援事業・課外活動支援事業等多角的に事業を展開し、また、渉外本部ファンドレイザーが直接高額寄附者や同窓会に赴き、面談等を行うことで、効果的な対面渉外活動を実施する。また、渉外本部が有する同窓会組織データを活用し、未来基金事業の活動報告や寄附依頼・イベントの周知を行うなど、本学卒業生との継続関係性の構築を強化し、基金獲得体制を整備する。また、大阪大学創立 90 周年・大阪外国語大学創立 100 周年記念事業を推進し、引き続き基金を獲得できる方策を検討する。

## 2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

20-1. 業務の検証に基づく経費の合理的執行の徹底、情報技術の積極的な活用の推進、効率的な施設運営により管理的経費の削減を行う。

- ・ 20-1-1. 各種役務契約の見直し等により、経費削減に繋がる改善策を引き続き推進する。
- ・ 20-1-2. エネルギーの実績データを利用して、各部局の使用状況を分析し、その結果を周知することで省エネ意識を浸透させる。
- ・ 20-1-3. 平成 28 年度に導入した旅費業務のアウトソーシングの利用状況を分析のうえ、システムの利便性を高める改善を進め、そのことを繰り返し学内に周知することにより利用を促進し、さらに旅費に係る経費の削減に繋げる。

## 3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

21-1. 資産の効率的・効果的な活用のため、保有資産の現状を正確に把握・分析し、学内の教育研究機器の全学共同利用化などを実施する。

- ・ 21-1-1. 学内の研究設備・機器を把握するために研究設備・機器データベース（取

得価格500万円以上)を整備し、学内向けに公開する。同データベースを活用しながら、共用可能な研究設備・機器の拡充を進め、研究設備・機器の共用化と有効活用をさらに推進する。

21-2. 資金の計画的な運用を行うため、今後の資金需要や金利動向等を勘案しつつ、長期・短期を組み合わせたきめ細かい資金運用を実施する。

- ・21-2-1. 資金の計画的運用を行うため、前年度にワーキンググループから改組した資金運用検討委員会の検討を踏まえ、最適な運用に取り組む。

#### IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置

##### 1 評価の充実に係る目標を達成するための措置

22-1. 大学と各部局は中期目標・中期計画に沿った年度計画を策定した上で、計画の達成状況を自己点検・評価する。また、学外有識者等の多様な視点からの評価を受けるために外部評価を実施する。

- ・22-1-1. 各部局の諸活動に係るPDCAサイクルの活性化と大学の方向性に沿った各部局の取組の確認を目的とした部局評価制度の運用により、大学全体の教育研究活動のさらなる発展に繋げる。

また、計画評価オフィスは、部局等に意見照会を行い、評価制度の改善に努める。

さらに、学外有識者等による大学の外部評価の実施について検討する。

22-2. 評価結果は、部局にフィードバックするとともに、大学運営の改善に活用する。部局の評価結果等についてはホームページ等を通じて公表する。

- ・22-2-1. 国立大学法人評価の評価結果を全学にフィードバックするとともに、次年度の年度計画の立案に活用する。

また、部局評価の結果を各部局にフィードバックし、引き続き評価結果に基づく予算配分を実施する。

また、計画評価オフィスは各部局に意見照会を行い、提出された意見を基に評価結果に基づく予算配分の仕組みについて改善のための検討を行う。

##### 2 広報に関する目標を達成するための措置

23-1. 本学のブランド力や知名度をより向上させるため、教育・研究・社会貢献などの大学の諸活動に関する情報発信を国内外向けに行う。さらに、英文ホームページを中心とした多言語ホームページの拡充等を通じて積極的な海外への広報活動を展開する。

- ・23-1-1. 平成29年度に策定した「大阪大学広報戦略」に基づく共通認識のもと、本学の広報活動を戦略的・統合的・有機的に実施する。特に、本学構成員を含めたステークホルダーを意識した活動を強化することとし、大阪大学広報企画本部を中心に本学のブランディングを推進する。

## V その他業務運営に関する重要目標を達成するための措置

### 1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置

24-1. 教育研究環境等の改善及び機能を強化し、防災機能を高めつつ、グローバル化を促進するため、種々の整備手法などを活用する。進行中の「施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用する PFI (Private Finance Initiative) 事業」を確実に推進するとともに、グローバルな視点からの宿舎再編整備等において PFI 事業を推進する。

- ・ 24-1-1. 教育研究環境等の改善及び機能を強化し、防災機能を高めつつ、グローバル化を促進するため、種々の整備手法などを活用して整備を進める。
- ・ 24-1-2. 進行中の PFI 事業 ((吹田) 研究棟改修 (工学系) 施設整備等事業) を確実に推進するとともに、グローバルな視点からの宿舎再編整備等において、PFI 事業を推進する。

24-2. 世界的拠点として魅力ある教育研究環境を構築するため、長期的視野に立ったキャンパスマスタープランのもと、地球環境に配慮し地域・社会と共生する安心・安全なキャンパス環境の整備を進める。また、近隣自治体と連携して、キャンパスの整備を進める。

- ・ 24-2-1. キャンパスマスタープランに基づき、街路の継続的な補修など、安心して移動や利用ができるキャンパス交通環境の整備を進める。
- ・ 24-2-2. キャンパスマスタープランに基づき、構成員や周辺住民にとって魅力あるキャンパス環境を形成するため、キャンパスアメニティーの充実を進めるとともに、箕面新キャンパス移転に向けた整備を進める。

24-3. 効率的なスペースの運用・再配分を行うため、全学的・戦略的な観点から施設の有効利用に関する点検・評価を実施する。

- ・ 24-3-1. 整備完了後の施設について、施設の使用状況に関して、実地調査を伴う施設の点検調査を実施する。  
箕面キャンパスの共用スペースの運用を行う。  
全学の講義室の稼働率について調査を実施する。

24-4. 既存施設の長寿命化のため定期的な劣化状況の把握等を行い、独自の予算措置のもとに計画的な施設老朽化対策を実施するとともに、省エネルギーに資する効率化・合理化を行う。

- ・ 24-4-1. 維持保全マニュアルに基づき、適切な維持保全を行うとともに、施設老朽化対策により緊急性、必要性の高い建物の改修、建築設備の更新等を実施する。
- ・ 24-4-2. 省エネルギーの実施状況等の調査・分析を行い、効率的な省エネルギー対策を検討する。  
省エネ推進会議を開催し、全学的な省エネルギー活動を推進する。

平成 29 年度の省エネ取組効果を踏まえ、平成 30 年度の省エネ計画を策定する。

## 2 リスク管理に関する目標を達成するための措置

25-1. 危機管理意識の高い教育研究環境を構築するため、大学のリスクについて点検し、情報を一元管理する。

- ・25-1-1. 危機管理意識の高い教育研究環境を構築するために、各部局から安全衛生管理部に提出された事故連絡票や学内巡視から得た情報を基に各関連部署と連携して学内のリスクについて点検し、その情報について、各事業場の安全衛生委員会等を通じて大学内で情報共有する。

25-2. 実験・研究は、労働安全衛生法に基づく作業環境測定、安全衛生巡視、教職員健康管理など法令等に基づき厳正な安全衛生管理のもとで行うとともに、実験廃液の処理、薬品管理支援システムを運用するなど環境を保全する。

- ・25-2-1. 実験・研究の安全衛生管理の推進のための作業環境測定を継続的に実施し、該当部局への問題点の指摘及び解決方法の示唆、各事業場の安全衛生委員会での報告・議論を通じて、法令に基づいた各部局の安全衛生管理・環境保全対策にフィードバックする。
- ・25-2-2. 適正な実験・研究環境の維持のための安全衛生巡視を継続的に実施し、各部局の安全衛生管理・環境保全の向上について引き続き指導・助言を行う。

25-3. 学生・教職員の危機管理意識を高めるため、リスク管理・安全衛生管理・環境保全に関する講習会を開催するなど効果的なリスク管理教育を実施する。

- ・25-3-1. リスク管理担当理事及び安全衛生管理部において、リスク管理・安全衛生管理・環境保全に関する全学的な教育・講習を継続的に実施する。各種講習会の開催や刊行物の作成にあたっては、必要に応じて安全衛生管理部へ連絡のあった事故情報等を加えた内容の見直しを行い、教育効果の向上を図る。また、受講者の増加を図るために各事業場の安全衛生委員会での周知やポスターの掲示等を行う。

25-4. 学生・教職員のこころの健康づくりを推進するため、相談や診療、復職支援等を実施するとともに、監督的立場にある教職員に対する研修会を開催することにより、メンタルヘルスケアを積極的に行う。また、研修の実施や啓発リーフレットの配布、ポスター掲示等、多様なアプローチによる啓発活動をし、ハラスメントの防止対策を徹底する。

- ・25-4-1. 学生・教職員のこころの健康づくりを推進するために、キャンパスライフ健康支援センター（保健管理部門）の精神科医を中心に、メンタルヘルスケアに係る診療・相談・復職支援を実施し、必要に応じ、同センター相談支援部門と連携する。
- ・25-4-2. キャンパスライフ健康支援センター（保健管理部門）において、職員健康診断の WEB 予約と連動してストレスチェックを実施し、高ストレス者に対しては面談を

行う。また、分析結果を各部局等に提供し、教職員のメンタルヘルス不調の未然防止を目指す。

- ・ 25-4-3. 教職員の理解を高めるために、各部局を対象にメンタルヘルス研究会を実施する。また、安全衛生管理部と協力して、管理監督の立場にある教職員を対象にメンタルヘルス講習会を実施する。
- ・ 25-4-4. ハラスメント防止のための研修等を実施し、予防啓発に努めつつ、新たに導入した啓発方法（ハラスメント意識チェック（eラーニング））について引き続き実施する。

### 3 法令遵守等に関する目標を達成するための措置

26-1. 公的研究費の不正使用を起こさないという決意を持ち、公的研究費の適正な執行管理を徹底するため、全学的な公的研究費の不正使用防止に関する責任体系のもとで、適正な運営及び管理のための環境整備、教職員の意識向上に向けコンプライアンス教育を実施する。

- ・ 26-1-1. 各部局の再発防止策の実施状況をフォローアップし、再発防止策の継続的な実施を促すなど、公的研究費の不正使用防止のための取組を実施する。
- ・ 26-1-2. 公的研究費に携わる教職員・院生等の不正使用防止への意識向上に向け、広報誌の発行やリーフレットの配付及びコンプライアンス教育を実施する。また、適正な運営及び管理のための環境整備として、コンプライアンス教材を強化する。

26-2. 研究者等に求められる倫理規範を修得させるため、教員・学生を対象とした研究活動における不正行為を防止するための倫理教育等を実施する。

- ・ 26-2-1. 各部局の研究倫理教育責任者が中心となり、研究分野の特性に応じた研究倫理教育を実施する。

26-3. 本学の有する情報資産の保護及び活用のため、大阪大学情報セキュリティポリシー及び対策基準を遵守し、情報セキュリティを確保する。

- ・ 26-3-1. 情報セキュリティの意識向上を図るため、講習会の開催及びe-learningによる意識チェックを実施する。
- ・ 26-3-2. 情報セキュリティ確保に係る評価指標及び評価手法により、評価を実施する。

## VI 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

### 1. 予算

（単位：百万円）

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	45,505
施設整備費補助金	2,924
船舶建造費補助金	0
補助金等収入	6,752
大学改革支援・学位授与機構施設費交付金	97
自己収入	60,870
授業料、入学金及び検定料収入	12,514
附属病院収入	40,537
財産処分収入	3,256
雑収入	4,563
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	29,317
引当金取崩	0
長期借入金収入	731
貸付回収金	0
目的積立金取崩	915
出資金	0
計	147,111
支出	
業務費	105,445
教育研究経費	66,890
診療経費	38,555
施設整備費	3,752
船舶建造費	0
補助金等	6,752
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	29,317
貸付金	0
長期借入金償還金	1,845
大学改革支援・学位授与機構施設費納付金	0
出資金	0
計	147,111

（注1）「運営費交付金」のうち、当年度当初予算額 44,563 百万円、前年度よりの繰越額のうち使用見込額 942 百万円。

（注2）「財産処分収入」のうち、当年度予算額 1,075 百万円、前年度よりの繰越額のうち使用見込額 2,181 百万円。

（注3）「産学連携等研究収入及び寄附金収入等」のうち、当年度予算額 24,113 百万円、前年度よりの繰越額のうち、使用見込額 5,204 百万円。

〔人件費の見積り〕

期間中総額 59,696 百万円を支出する（退職手当は除く）。

2. 収支計画

平成30年度 収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	139,642
經常費用	139,642
業務費	120,007
教育研究経費	19,615
診療経費	21,886
受託研究費等	15,543
役員人件費	195
教員人件費	38,922
職員人件費	23,846
一般管理費	3,954
財務費用	162
雑損	0
減価償却費	15,519
臨時損失	0
収益の部	139,899
經常収益	139,899
運営費交付金収益	45,054
授業料収益	10,219
入学金収益	1,733
検定料収益	273
附属病院収益	40,537
受託研究等収益	19,261
補助金等収益	5,847
寄附金収益	3,908
施設費収益	318
財務収益	34
雑益	4,530
資産見返運営費交付金等戻入	1,848
資産見返補助金等戻入	3,129
資産見返寄附金戻入	3,201
資産見返物品受贈額戻入	7
臨時利益	0
純利益	257
目的積立金取崩益	577
総利益	834

### 3. 資金計画

#### 平成30年度 資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	183,717
業務活動による支出	136,564
投資活動による支出	8,702
財務活動による支出	1,845
翌年度への繰越金	36,606
資金収入	183,717
業務活動による収入	138,246
運営費交付金による収入	44,563
授業料、入学金及び検定料による収入	12,514
附属病院収入	40,537
受託研究等収入	25,071
補助金等収入	6,752
寄附金収入	4,245
その他の収入	4,564
投資活動による収入	5,202
施設費による収入	3,021
その他の収入	2,181
財務活動による収入	731
前年度よりの繰越金	39,538

#### Ⅶ 短期借入金の限度額

○短期借入金の限度額

- 1 短期借入金の限度額  
10,919,934 千円
- 2 想定される理由  
運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることが想定されるため。

## Ⅷ 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

- 1 重要な財産を譲渡する計画
  - ・ 大学院言語文化研究科（箕面キャンパス）の建物の全部（大阪府箕面市粟生間谷東 8 丁目 2734 番地）の譲渡手続きを進める。
  - ・ 本部事務機構（箕面キャンパス）の建物の全部（大阪府箕面市粟生間谷東 8 丁目 2734 番地）の譲渡手続きを進める。
  - ・ 附属図書館（箕面キャンパス）の建物の全部（大阪府箕面市粟生間谷東 8 丁目 2734 番地）の譲渡手続きを進める。
  - ・ サイバーメディアセンター（箕面キャンパス）の建物の全部（大阪府箕面市粟生間谷東 8 丁目 2734 番地）の譲渡手続きを進める。
  - ・ 日本語日本文化教育センター（箕面キャンパス）の建物の全部（大阪府箕面市粟生間谷東 8 丁目 2734 番地）の譲渡手続きを進める。
- 2 重要な財産を担保に供する計画  
医学部附属病院における施設・設備の整備に必要な経費の長期借りに伴い、本学の敷地及び建物について、担保に供する。

## Ⅸ 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

## X その他

1. 施設・設備に関する計画

（単位：百万円）

施設・設備の内容	予定額	財 源
<ul style="list-style-type: none"> <li>・（吹田）実験研究棟（微研）</li> <li>・（吹田）管理棟耐震改修</li> <li>・（吹田）研究棟改修（工学部）</li> <li>施設整備等事業（PFI事業13-13）</li> <li>・（吹田）総合研究棟改修（工学系）</li> <li>・（豊中）総合研究棟改修（言語文化研究科）</li> <li>・（吹田）実験研究棟改修（AVFサイクロトン棟）</li> <li>・（医病）基幹・環境整備（無停電電源設備更新等）</li> </ul>	総額  3,752	施設整備費補助金（2,924）  船舶建造費補助金（0）  長期借入金（731）  （独）大学改革支援・学位授与機構施設費交付金（97）

・全身用X線CTシステム		
・その他、小規模改修		

(注) 金額は見込みであり、上記のほか、業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や、老朽度合い等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもあり得る。

## 2. 人事に関する計画

- ・国際共同研究促進プログラム等を引き続き利用し、クロス・アポイントメント制度を積極的に活用するとともに、外国人教員雇用支援事業及び国際公募手続支援により、外国人教員のさらなる雇用を促進する。また、年俸制教員の積極的な雇用等を促進させ、年俸制教員を増加させる。

- ・評価連動型年俸制を引き続き推進するとともに、民間企業等にも適用を拡大したクロス・アポイントメント制度の実施状況を確認し、さらなる人事・給与制度の柔軟化を検討する。

- ・教育研究等の実績に応じた新たなインセンティブ制度の実施状況を確認し、引き続き教育研究活動の活性化を図るための公正な教員評価制度の実施に向けた検討を行う。

- ・障がい者法定雇用率の達成（維持）に努め、障がい者雇用に係る施策を維持・検証しつつ、障がい者雇用や高年齢者雇用のための新たな業務内容等について検討する。

- ・教職員に対する研修、国内外の諸機関との人事交流及び自己啓発休職制度等を引き続き活用するとともに、キャリアパスに応じた人材育成システム等についても検討を行う。

- ・これまでの TOEIC-IP 受験結果や英語力強化に対する意識等の確認状況を踏まえ、引き続き研修等を通じ英語力向上に資する取組を行う。

- ・知的財産の専門研修等を引き続き実施し、職務にかかる専門性の向上を図る。

(参考 1) 30年度の常勤職員数 4,329人

また、任期付き職員数の見込みを 356人とする。

(参考 2) 30年度の人件費総額見込み 59,696百万円

別表（学部・学科、研究科の専攻等）

文学部	人文学科 660人
人間科学部	人間科学科 568人
外国語学部	外国語学科 2,340人
法学部	法学科 700人 国際公共政策学科 320人
経済学部	経済・経営学科 900人
理学部	数学科 188人 物理学科 304人 化学科 308人 生物科学科 220人
医学部	医学科 650人 （うち医師養成に係る分野650人） 保健学科 680人
歯学部	歯学科 318人 （うち歯科医師養成に係る分野318人）
薬学部	薬学科 150人 薬科学科 220人
工学部	応用自然科学科 868人 応用理工学科 992人 電子情報工学科 648人 環境・エネルギー工学科 300人 地球総合工学科 472人
基礎工学部	電子物理科学科 396人 化学応用科学科 336人 システム科学科 676人 情報科学科 332人
文学研究科	文化形態論専攻 136人 （うち博士課程（前期） 76人） 博士課程（後期） 60人） 文化表現論専攻 137人 （うち博士課程（前期） 74人） 博士課程（後期） 63人）

	文化動態論専攻 38人 (うち修士課程 38人)
人間科学研究科	人間科学専攻 304人 (うち博士課程(前期) 178人 博士課程(後期) 126人)
法学研究科	法学・政治学専攻 106人 (うち博士課程(前期) 70人 博士課程(後期) 36人)
経済学研究科	経済学専攻 160人 (うち博士課程(前期) 100人 博士課程(後期) 60人)
	経営学系専攻 81人 (うち博士課程(前期) 66人 博士課程(後期) 15人)
理学研究科	数学専攻 112人 (うち博士課程(前期) 64人 博士課程(後期) 48人)
	物理学専攻 235人 (うち博士課程(前期) 136人 博士課程(後期) 99人)
	化学専攻 210人 (うち博士課程(前期) 120人 博士課程(後期) 90人)
	生物科学専攻 177人 (うち博士課程(前期) 108人 博士課程(後期) 69人)
	高分子科学専攻 81人 (うち博士課程(前期) 48人 博士課程(後期) 33人)
	宇宙地球科学専攻 95人 (うち博士課程(前期) 56人 博士課程(後期) 39人)
医学系研究科	医学専攻 688人 (うち博士課程 688人)
	医科学専攻 40人 (うち修士課程 40人)
	保健学専攻 215人 (うち博士課程(前期) 146人 博士課程(後期) 69人)

歯学研究科

口腔科学専攻 220人  
(うち博士課程220人)

薬学研究科

創成薬学専攻 210人  
(うち博士課程(前期)150人  
博士課程(後期)60人)  
医療薬学専攻 40人  
(うち博士課程40人)

工学研究科

生命先端工学専攻 224人  
(うち博士課程(前期)170人  
博士課程(後期)54人)  
応用化学専攻 220人  
(うち博士課程(前期)154人  
博士課程(後期)66人)  
精密科学・応用物理学専攻 168人  
(うち博士課程(前期)120人  
博士課程(後期)48人)  
知能・機能創成工学専攻 82人  
(うち博士課程(前期)64人  
博士課程(後期)18人)  
機械工学専攻 223人  
(うち博士課程(前期)160人  
博士課程(後期)63人)  
マテリアル生産科学専攻 296人  
(うち博士課程(前期)212人  
博士課程(後期)84人)  
電気電子情報工学専攻 379人  
(うち博士課程(前期)286人  
博士課程(後期)93人)  
環境・エネルギー工学専攻 197人  
(うち博士課程(前期)152人  
博士課程(後期)45人)  
地球総合工学専攻 265人  
(うち博士課程(前期)196人  
博士課程(後期)69人)  
ビジネスエンジニアリング専攻 78人  
(うち博士課程(前期)66人  
博士課程(後期)12人)

基礎工学研究科

物質創成専攻 319人  
(うち博士課程(前期)226人  
博士課程(後期)93人)

言語文化研究科	機能創成専攻	163人	
			〔うち博士課程（前期） 118人〕
			〔博士課程（後期） 45人〕
	システム創成専攻	262人	
			〔うち博士課程（前期） 190人〕
			〔博士課程（後期） 72人〕
言語文化研究科	言語文化専攻	109人	
			〔うち博士課程（前期） 64人〕
			〔博士課程（後期） 45人〕
	言語社会専攻	74人	
			〔うち博士課程（前期） 50人〕
			〔博士課程（後期） 24人〕
国際公共政策研究科	日本語・日本文化専攻	35人	
			〔うち博士課程（前期） 20人〕
			〔博士課程（後期） 15人〕
	国際公共政策専攻	71人	
			〔うち博士課程（前期） 38人〕
			〔博士課程（後期） 33人〕
情報科学研究科	比較公共政策専攻	62人	
			〔うち博士課程（前期） 32人〕
			〔博士課程（後期） 30人〕
	情報基礎数学専攻	39人	
			〔うち博士課程（前期） 24人〕
			〔博士課程（後期） 15人〕
	情報数理学専攻	43人	
			〔うち博士課程（前期） 28人〕
			〔博士課程（後期） 15人〕
	コンピュータサイエンス専攻	58人	
			〔うち博士課程（前期） 40人〕
			〔博士課程（後期） 18人〕
	情報システム工学専攻	61人	
			〔うち博士課程（前期） 40人〕
		〔博士課程（後期） 21人〕	
情報ネットワーク学専攻	61人		
		〔うち博士課程（前期） 40人〕	
		〔博士課程（後期） 21人〕	
マルチメディア工学専攻	61人		
		〔うち博士課程（前期） 40人〕	
		〔博士課程（後期） 21人〕	
バイオ情報工学専攻	52人		
		〔うち博士課程（前期） 34人〕	
		〔博士課程（後期） 18人〕	

生命機能研究科	生命機能専攻 275人 (うち博士課程275人)
高等司法研究科	法務専攻 240人 (うち法科大学院の課程240人)
大阪大学・金沢大学・浜松医科大学・千葉大学・福井大学連合小児発達学 研究科	小児発達学専攻 45人 (うち博士課程(後期)45人)